

■発行/ 芦屋市役所 ☎31-2121
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

■問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005/☎31-4841

■ホームページ
<http://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/plan2020/>



「第4次芦屋市総合計画」(原案)について

皆さんの「ご意見をお寄せください」

本市では、平成二十三年度から十年間の、総合的な芦屋のまちづくりの指針となる市の最上位の計画として、現在「第4次芦屋市総合計画」の策定に取り組んでいます。

このたび、「基本構想・前期基本計画」(原案)がまとまりましたので、この原案に市民の皆さんの意見を反映させるため、次のとおりご意見を募集します。



【提出方法】
様式は問いませんが、ご意見にはテーマ、件名(住所・氏名団体は団体名・代表者名・電話・ファクス・メールアドレスを記入し、八月十二日木)、必着、までに、持参または郵送・ファクス・Eメールで下記へ。

意見募集専用フォーム市ホームページでEメールで提出する場合は、メールに直接書き込むか、添付ファイルで、添付ファイルは、マイクロソフトWord・テキストファイル・PDFのいずれかをお願いします。電話または窓口での、口頭によるご意見は受け付けていません。


【公表の予定】
いただいたご意見は、市の見解とともに市ホームページ・広報紙で公表氏名等非公開)します。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

これまでの総合計画

- 昭和46年(1971年) 「芦屋市総合計画」
- 昭和61年(1986年) 「芦屋市新総合計画」
- 平成13年(2001年) 「第3次芦屋市総合計画」

第4次総合計画

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています

<p>基本構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■市のまちづくりの最高理念であり、目指すべきまちの将来の姿を描き、その実現に向けての施策を行うための基本的な考え方や方針を明らかにするものです。 ■基本構想の期間は10年とし、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までとします。
<p>基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。 ■基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23(2011)年度から平成27(2015)年度まで、後期を平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までとします。 
<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本計画に定められた施策を効率的に実施するための、財源の裏付けを伴う具体的な事務事業の計画として毎年度の予算編成の指針とするものです。 ■実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3年間の計画として策定します。

- 提出先 行政経営課「第4次総合計画」担当
- 住所 〒659-8501 住所不要
- FAX 31-4841
- メール info@city.ashiya.hyogo.jp

《素案づくり》
計画素案づくりを行う市議会議員委員を募集平成二十一年三月)

《市民アンケート調査》
現計画の検証の実施》
市民アンケート調査平成二十年)現在の第3次総合計画を検証

◆これまでの経過◆
また「総合計画」は、「まちづくりの指針」「行政運営の指針」「国・県等との相互調整の指針」の役割を担うために策定するものであり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成(左表参照)されています。

◆総合計画とは◆
「総合計画」とは、本市のまちづくりの指針となる計画で、市民の皆さんや行政などまち全体が一体となって進め、その時々社会的背景や本市の総合的なまちづくりの方向性を明らかにするものとして、策定するものです。

《市議会へ提出》
計画案を市議会へ提出十一月)市議会で計画案を審議十二月)

《計画案を作成》
パブリックコメントおよび総合計画審議会からの答申を受けて、市において原案から案を作成

◆今後の予定◆
《原案の審議》
市長から総合計画審議会へ原案を諮問(六月)
総合計画審議会で原案を審議(六月、十月)

《原案づくり》
市議会から、基本構想素案を市長へ提言平成二十一年十二月)
市議会から、基本構想素案を市長へ提言平成二十一年十二月)

《原案を閲覧していただける場所》

- 8月12日(木)まで、下記で原案を閲覧していただけます。
市役所北館1階行政情報コーナー/ラポルテ市民サービスコーナー/あしや市民活動センター/男女共同参画センター/上宮川文化センター/図書館/公民館図書室(市民センター内)/保健福祉センター 7月20日以降
- 原案は、市ホームページでもご覧いただけます。

